

## 業務説明資料

本説明書に記載した内容は、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではない。

### 1 件名

I R（統合型リゾート）に関する広報映像制作業務委託

### 2 履行期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

### 3 履行場所

提案内容に準ずる

### 4 業務目的

横浜市が誘致を進めるI Rについて、I Rの魅力と導入による横浜市にもたらす効果、懸念事項対策等をわかりやすくまとめた広報動画を制作し、広く市民にPRすることでI Rに対する理解度を高めるとともに、市民の不安感を払拭することを目的とする。

### 5 業務概要

#### (1) 予算

概算業務価格（上限）は4,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

提案書提出時には、積算内訳を記した参考見積書を提出するものとする。

#### (2) 委託内容

##### I R広報映像の制作

I Rの魅力と導入による横浜市にもたらす効果、懸念事項対策等をわかりやすく解説することで、理解度向上と不安払拭を図るための映像の企画・撮影・編集等を行う。

なお、映像のターゲット・方向性は別記のとおりとする。

##### ア 制作する映像の種類・数量

次の「A」「B」「C」「D」の4パターンを制作する。

##### ■制作する映像の種類一覧

全パターンに共通のオープニング、エンディング映像をつけること

パターン	内容	映像点数・種類
A	○「I Rの魅力と導入による効果・メリット編」 ① I R制度の概要、海外施設事例、I Rの魅力など ② I R導入による効果・メリットなど ※基本編・短編は、①と②の内容を総合的にまとめたものを作成すること	2点 基本編 5分 短編 60秒
	○上記①、②それぞれの内容に分割編集したもの	2点 ①のみ 30秒 ②のみ 30秒
B	○「I Rの実現に向けて編」 ・横浜I Rの基本的な考え方の解説編など	2点 基本編 5分 短編 3分

C	○「懸念事項対策編」 ・ギャンブル依存症への対策・取組など	2点 基本編 5分 短編 3分
D	○「総集編」 ・A、B、Cの基本編を統合し、通しで放映するもの	1点 総集編(約15分)

#### イ 映像の仕様

横浜市ホームページや、PC 経由のプロジェクター投影に適したサイズの横型の映像とする。  
目安：画面比率 16:9(幅：高さ)、画質：フルハイビジョン以上

#### ウ 内容・盛り込む要素

- (ア) 映像のイメージや構成は、横浜市の公表資料(「IRの実現に向けて」等)を参考とし、ターゲットである一般市民にわかりやすいものとする。
- (イ) 映像尺はアの表に掲げる通りとし、効果的に内容を伝えるため音楽・ナレーションを適宜つけるものとする。
- (ウ) グラフィックやアニメーションなどの技術を活用し、高画質映像に対応し、動きのある映像で臨場感や訴求力の高いものを作成する。
- (エ) 海外のIR施設の事例・イメージが伝わる映像を3～4種類程度使用する。  
使用に必要な著作権手続きや使用料は受託者負担とし、業務価格に含める。  
※映像を使用する施設の候補を選定した際は、委託者に確認の上で作業を進める。
- (オ) 今後誘致を目指すIR施設や区域全体の整備イメージを視覚的に訴求するため、CG等によるイメージ映像を2～3点を目安に作成し、挿入する。  
※作成する対象(整備イメージ(外観図)、施設内の雰囲気(パース)など)は事前に委託者と調整する。
- (カ) 本広報映像については、インタビュー映像(対象：有識者等、手法：室内での対話形式想定)の企画・シナリオ作成、撮影を行い、挿入する。  
インタビュー一人件費や会場(スタジオ等)借上げ費は受託者負担とし、業務価格に含める。
- (キ) 聴覚障害者や無音動画上映に配慮し、映像とテロップのみで内容が一定程度伝わる構成とする。

#### エ 留意事項

- (ア) 映像制作前に、映像の構成イメージ(絵コンテ等)や方向性を委託者と協議し、合意を得ること。また、その内容を遵守すること。
- (イ) 映像制作前に、スケジュール、工程表(打ち合わせの段取り含む)を作成し、委託者の合意を得ること。なお、スケジュール設定にあたっては、委託者が映像や台本、ナレーション原稿等の確認・修正が十分可能なよう留意すること。
- (ウ) 映像制作にあたり、受託者の提案によりタレント等を起用する場合、選定も含めて委託者と協議し、宿泊費や交通費を含む、起用に関する全ての経費を受託者負担として業務価格に含めること。
- (エ) 取材・撮影を行う場合、事前に委託者へ連絡し、合意の上で行うこと。
- (オ) 動画配信も含め、放映に関し、出演者等の肖像権や、音楽の著作権等に関する調整を行い、必要に応じて受託者が料金を負担すること。
- (カ) 本市が保有する映像データを適宜使用することができる。必要な映像データの有無についてはその都度照会すること。

- (キ) 撮影地との撮影許可の交渉や道路使用許可等の必要に応じた申請等は、受託者が行うこと。
- (ク) 撮影使用料等の費用が発生する場合には、受託者の負担とする。
- (ケ) ドローンを使用して撮影する場合は、万一の事故等に備え、対物・対人の賠償保険に加入すること。

## 6 映像のターゲット・方向性

### (1) ターゲット

幅広い年代の一般市民とする。

I Rの制度や、I R実現に向けた横浜市の取組等について、全く知識や情報を持たない視聴者が見ても、内容が伝わるようなものとする。

### (2) 方向性

ビジュアルでI Rのイメージを伝えられるよう、臨場感のある高品質・高画質な映像であるとともに、I R制度の概要や導入による効果、懸念事項対策などを的確かつ効果的に伝える目的を意識し、映像や音声など全体的に落ち着いたトーンとする。

## 7 納品

以下の形式で委託者へ納品する。

- ①ブルーレイディスク(BDAV または BDMV 等、一般的な BD プレイヤーで再生可能な仕様)：3 枚
- ②DVD(MPEG2 等、一般的な DVD プレイヤーで再生可能な仕様)：3 枚
- ③動画配信用 MPEG4 ファイル(DVD ディスクへ記録)：1 枚

## 8 その他

本映像及び本映像制作のために撮影した映像素材の著作権は、委託者に帰属するものとする。なお、本映像は今後横浜市が制作する映像に2次利用(編集、部分利用等)する可能性がある。本仕様書に定めのない事項については、横浜市の契約規則や委託契約約款等の定めるところによるほか、委託者及び受託者で協議することとする。

業務上取り扱うデータ、素材等の一切の情報について、委託者の合意を得ることなく公表、第三者への提供をしてはならないものとする。